



今号内容

1～5 ページ
祝！周年ホーム

6 ページ
コラム①
(平井誠敏氏)

7～8 ページ
コラム②
(川口充紀氏)

9 ページ
広報委員会からの
おしらせ



開設 10 周年・30 周年を迎えたホームの紹介です。
おめでとうございます！

30 周年



「慈泉寮」(est. 1991. 1. 1)

名古屋市で初の自立援助ホームが開設されてから 31 年目になりました。当初は国から、わずかな補助金で法外事業としてやっておりました。幸いに名古屋市では人件費の補助がありましたので、何とか運営は出来ておりました。しかし、事業に係る経費はバザー等を開催して収入を得て、今や辛くも楽しい思い出となっています。入居してくる子どもたちも 30 年前とは様変わりしてきた感じを受けます。開設当初は旧学生寮を改装して男子 10 名で始めました。2 年後には男女 10 名となり、今では寮形式の 3 階建て建物で男子 4 名女子 4 名の定員としています。30 年間に 300 人以上の退居者がおり、40 歳越えた人たちも繋がっていることも頼もしいです。これからも新しい時代の社会的役割を担っていきたいと思います。

10 周年

北海道ブロック



「ぼみえ」(est. 2010. 4. 1)

シーズ南平岸の建物の老朽化により近隣に移転し、移転と同時にホーム名も「自立援助ホーム ぼみえ」と改名、2021 年 10 月より新たなスタートをきりました。

新たな移転先が、昔りんご農園だったことから、りんごの木をフランス語にして「ぼみえ」という名前にしました。りんごの花言葉の中に「選択」という言葉があり、自立を目指す中で、彼女たちがどのような選択をしたとしても、根気強くそばで見守り、支えていくことが大切だと思います。そして彼女たちが安心できる居場所を「ぼみえ」を応援して下さる方たちと一緒に築き上げていきたいと思っています。



「たんぽぽ苑」 (est. 2010. 4. 1)

2010年4月、成人の入居者十数名が住まいする共同生活ハウスの3階フロアに開所しました。札幌市中央区の閑静な住宅地に建つホームには、現在定員の男女6名が起居しています。

開設から12年が経過し児童のほうも、すこしお節介なおばあちゃんたちに洗濯物の干し方など教えてもらいながらも、前進後退の繰り返し。我々職員も先輩ホームにご意見を伺いながら日々模索奮闘の繰り返しです。

東北ブロック



「ステップ」 (est. 2011. 3. 1)

岩手県初の自立援助ホームとして平成23年3月1日に開所し、当時の利用者数は2名でした。10日後に東日本大震災が発生し、停電のため暖房が使えない、物資が不足するという状況下でのスタートでした。関係機関や地区の方々、多くの皆様のお力添えを頂き、これまでに34人が社会へと巣立ちました。昨年3月1日に開所10周年を迎えることができ、現在は6名の男女が入居しています。今後も子ども達が安心できる居場所となるよう、スタッフ一同温かな支援をして参ります。

北関東ブロック



「たいむ」 (est. 2010. 4. 1)

10年が経ち、その節目にホーム長の交代がありました。様々なことが、また1からの始まりだと思い日々奮闘しています。

今の「たいむ」は自立とは何かを子ども達自身に考えてもらいながら生活をしてもらっています。選択をするのは自分であり、責任も自己責任になります。少し厳しいかなと思う時もありますが、それもまた経験です。

たいむは通過点でしかありませんが、これからも必要としてもらえるホームであり続けたいと思います。

「みらい」 (est. 2010. 4. 1)

私たちは、入居者全員に高校卒業を、多くの者に大学等を卒業してもらいたいと思っています。高校3年間と大学4年間、合計7年間の共同生活の中で過去の出来事を清算し、前向きに生きていくためのエネルギーを充電してもらいます。心理を学ぶ者として、良い加減に彼らに巻き込まれながら、寄り添っていきたいと思っています。日々の生活の中で、職員や他入居者の至らない部分を甘受してもらいながら、けんかや仲直りをしながら、ともに成長していく、そんなホームが理想です。



「吾の家」 (est. 2010. 6. 1)

10周年のお祝い、ありがとうございました。
2010年、古い空き家をリフォームし男女6名定員で開始し、開始日に女子2名、その後も女子2名が入居し、女子4名となった時点で定員を女子6名に変更しました。これまでに47名の若者たちに関わらせて頂きました。
最年長の退居者は間もなく30歳になり、たまに会ってお話をする事がとても良い時間になっています。
退居者と繋がり続けるような活動をして行きたいと思います。今後ともご指導宜しくお願いします。



「マルコの家」 (est. 2010. 7. 1)

お陰様で10周年を迎えることができました。ありがとうございます。
たかが10年、されど10年。何年やっても自立援助ホームは難しい。奥が深い。時々いろんな事に腹が立つけど面白い。あっという間の10年でしたが、巣立っていった60人以上の子ども達の顔を思い浮かべると、時を積み重ねてきたな、と実感します。

彼らが巣立った後、ホームでの出来事を思い出してくれますように。
その思い出が、温かく励まされるものでありますように・・・
そんな事を思いながら日々を過ごしております。これからも子ども達の実家的な場所として在り続けられるよう、努めていきます。

「夢舞台」 (est. 2010. 4. 1)



開設 10 年の歴史とその辛苦に思いを馳せ、温かく見守っていただいた関係者の皆様に対して、心より感謝申し上げます。

夢舞台は埼玉で三か所の自立援助ホームを運営していた県内老舗団体『青少年の自立を支える埼玉の会』から始まり、各々のホームが発展的な独立を実現しました。夢舞台は開設時に三つの大きな目標を掲げ、一つ目の認定NPO、および、二つ目の県内有数の観光都市である川越市への移転を実現し、現在は三つ目の力強いサポーターである賛助会員 1,000 名を目指しています。

さらに、我々の次なる夢は続きます。双子型による就労・就学型多機能ホームの開設を現実のものにしたいと考えています。

南関東ブロック



「みずきの家」 (est. 2010. 6. 1)

当ホーム（定員女子 6 名）が立地している神奈川県西部の南足柄市は、箱根の山々が間近に見られ、小田原の海にも比較的近く自然に囲まれており、2階リビングからの明るく広々とした眺めもあって、利用者さんには休日などはゆったりと過ごしていただけます。緩やかな枠組みの中で心の疲れを休めながら自立に向けた準備をする場所として、それぞれの立場や状況を慮って尊重し合うことができるような環境を目指しています。

北陸・東海ブロック



「つばさ」 (est. 2010. 4. 1)

皆様初めまして。自立援助ホームつばさです。

当施設は定員 6 名となっており、アパートのワンフロア、4 部屋を借りて運営しています。ここ数年はコロナによる影響で、子どもたちにも外出の自粛をお願いしたり、食事も個食にしたりと窮屈な生活をお願いしている事を心苦しく思いながら日々の生活を送っています。そんな中でも文句も言わず毎日就労に出て頑張っている子どもたちの姿を見ると、私たち職員も力が湧いてきます。時には小さくない問題も持ち帰って来ますが、一緒に考え、出口を探し、成長をさせてもらっています。

九州・沖縄ブロック



「ドリーム カム ホーム」(est. 2010. 4. 1)

長崎県では自立援助ホームは要らないと門前払いから 14 か月の歳月をえて認可がおりた。

当初は元気のよい子供たちばかりで私の気持ちに通じず心が張り裂けるようであった。徐々に子供たちが理解できるようになってきて平和なホームになった。現在は大学生 4 名、専門学校 1 名、高校生 1 名、就労予定者 1 名である。特に力を入れているのは学習支援、すなわち高等教育である。高校中退者を高校に再入学させて大学進学を目指させている。

10 周年記ホーム



「ウィング・オブ・ハート」(est. 2010. 9. 1)

「ワン・モア・トライ すてき自分探し」これは開設 3 年目頃、当時の入居者がみんなで話しながら導いたホームのスローガンです。そして、旅立つところでもあり翼を休める場所にしていこうとスタッフと確かめあいました。今、時に OB OG が「ホーム長・・・奥さん(寮母)は・・・」とホームに立ち寄ってくれるようになり、思い描いてきたホームになってきたかなあと実感しているところです。子どもたちの「実家」となれるよう今後も頑張っていきたいと思っています。



「さざ波の家・奄美」(est. 2010. 8. 1)

こんにちは！さざ波の家・奄美です。

奄美市は鹿児島県にあり、2021 年世界遺産となった素晴らしい島です。

この度、8 月で 10 年を迎えることができました。微力ながらも、子ども達と一緒にスタッフも日々成長させてもらっています。

自然の多いこの場所で、独自の特性を活かして、これからも歩んでいきたいと思っています。黒糖焼酎と、郷土料理が美味しい奄美大島に遊びに来る機会がございましたら、みなさま遊びにいらして下さい。

コラム①

「自立支援に関わる今後の方向性」

全国自立援助ホーム協議会 相談役
平井 誠敏氏

自立支援に関わる今後の方向性
～社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書から～

全国自立援助ホーム協議会 相談役（自立援助ホーム慈泉寮・かりん）
平井 誠敏

社会的養育専門委員会は令和3年4月から計14回の議論が行われた。これを受けて、厚生労働省は基本的な考え方に基づき、具体的な制度の見直しを行う方向でとりまとめ（案）を打ち出した。大枠は支援を確実に提供できる体制構築、安心して子育てができるための支援充実、子どもを中心として考える社会的養育の質の向上などの多くの課題整理に議論が交わされた。

我々、自立援助ホームに関することも課題は山積されているが、今回の枠の中では全体的な自立支援施策について方向性を示されている。

施設の多機能化・高機能化においては、児童福祉施設と自立援助ホームは、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、それらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行い速やかに検討開始し、早期に実現を図ることとする。また、社会的養育推進計画の内容を今回の制度見直しによる新たな策定整備が行われるようにしていく。

一時保護については、司法機関が開始の判断について審査する新たな制度を導入し、裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。また、一時保護の環境改善については、地域分散化を引き続き促進し、都市部等における定員超過状態の解消のための環境改善を目指す。

社会的養育経験者の自立支援については、入所等措置がされた全ての児童は自立支援計画が作成されることとなっており、その上で自立支援が必要とされる児童及び18歳以上の者については、入所等措置での自立支援の提供、児童自立生活援助事業の提供、通いや訪問による自立支援の提供が確実に成されるよう環境整備に努めることを制度に位置付ける。これについては、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等が次のステップが踏めるつなぎができる等、都道府県が必要とする判断時点まで自立支援が提供されることとする。施設等や自立援助ホームの20歳以降の児童自立生活援助事業を活用する際の費用は都道府県と国による負担について法律上位置付ける。

在宅の児童等への自立支援について、児童養護施設等や自立援助ホームの利用者を含む在宅者で自立支援を必要とする場合も、通いや訪問により自立支援を提供する拠点を事業として位置づける。この拠点は、児童等が集まれる場を提供しつつ、児童等に寄り添った相談支援を行い、住居の確保支援、就学・就労支援、医療や福祉制度、司法の利用支援調整などを行う。

他にも子どもの権利擁護については、一時保護や施設等の入所等については、子どもの意見を聞く機会を与えることや子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの資格についてなどの多くの制度的な調整が盛り込まれている。

令和6年度4月に向けての児童福祉法改正が今回の専門委員会のとりまとめ（案）に基づいて整理改正されていくものと思われる。

制度政策委員会に携わって思うこと

全国自立援助ホーム協議会 制度政策委員会 川口 充紀

コラム②

「制度政策委員会に携わって思うこと」

全国自立援助ホーム協議会

制度政策委員会

川口 充紀氏

私が協議会の活動に携わるようになったのは、調査研究委員として「2015年度実態調査」の作成メンバーに加えていただいた頃からだと記憶していません。

その後、「2018年度退居者の生活状況に関する調査報告」の取りまとめ途中で役員改選があり、制度政策委員となりました。思えば、わたちの家開設以来、かなりの期間を協議会活動に関わって過ごしてきたことになります。

近年、自立援助ホームを取り巻く環境は大きく変わり、補助金時代に開設されたホームの3倍以上のホームが措置費制度下で新たに誕生し、今も増え続けていることに時代のうねりの様なものを感じています。自立援助ホームが増えることは、支援を受ける若者たちへのアクセスが増えることですから、喜ばしいことです。

その一方、ホームが増える背景に家庭での養育が上手くいかないために一緒に暮らせない家族や支援が必要な子ども・若者の存在があることや、ホームの支援力、自治体間に格差が生じつつある実情を考えると手放しでは喜べません。

さて、「果報は寝て待て」ということわざがありますが、「蒔かぬ種は生えぬ」とも謂います。2009年度の児福法改正によって、児童自立生活援助事業が措置費に組み込まれた頃と今とを比べると、自立援助ホームの置かれた環境も財政状況も様変わりしました。もちろん、ただ待っていたのではなく、先人がこつこつと蒔いてくれていた種が芽吹いてきたのだと思います。

それでは、何がどう変わったのか、具体例をもとに考えてみましょう。まずは、運営に直結する措置費の改正です。近年、一般生活費の別に定める基準が見直され、ホームに暮らす高校生は働いて利用料を納めなくても高校に通うことが可能になり、自立援助ホームから高校を卒業して自立を目指す修学・就労支援が一般的になりつつあります。

(次ページに続く)

コラム②

「制度政策委員会に携わって思うこと」

全国自立援助ホーム協議会

制度政策委員会

川口 充紀氏

また、職員配置基準の見直しまでは及ばぬものの、事務費の一般分保護単価に管理宿直専門員及び年休代替要員費等が加算として認められるようになり、大幅に増額（自立援助ホームの体制強化）されました。受託支度費や防災対策費が新設されたのも記憶に新しいところです。残念ながら、上記の事務費増額が予算を圧迫したため、ホーム長の専任配置や事務職員の配置、個別対応職員の加算は認められず、来期以降に持ち越しとなっています。

まだまだ活用されていないものの自立支援担当職員の加算も付くようになりました。創設して間もないホームでは要件も緩和されるので、ぜひ活用してほしいところです。職員の資格要件が厳しいとの声もあり、国には今後とも緩和を要望していきますが、[児童福祉法第13条第3項](#)における「施設」に自立援助ホームは含まれると聞いています。今ある制度をうまく活用できるといいですね。

さて、委員会は政策への働きかけも行っています。昨年末に保育士への処遇改善が取り沙汰された際、公明党に協力いただいて自立援助ホームにも加算が認められました。児童福祉法の改正についても政策提言を行い、概ね提言に沿った報告書が出されたものと承知しています。

すでに報道でお聞き及びかかもしれませんが、今回の法改正の自立支援に関わる部分について、かいつまんでご説明します。

まず、支援を受ける年齢は、これまでのように20歳や22歳ではなく「必要と判断する時点」となり、国がその基準を示すことになりました。在宅にいる児童等への通いや訪問による自立支援の拠点として自立援助ホームを活用することも出来ます。都道府県等は、自立支援が確実に提供される環境の整備に努めることを制度に位置付けられます。

もちろん、これらが国会で成立し施行されるまで、まだ数年かかると思われます。報告書の通り法改正されるかも現時点では明らかではありませんが、協議会としては、あり方検討委員会での議論を通じて準備を進めています。

委員会としても、国への予算要望や政党・他団体へのソーシャルアクションを通じて、自立援助ホームが抱えている諸課題の解決に向けて、これからも活動してまいりますので、皆様のお力添えをお願いします。

HP リニューアルのお知らせ

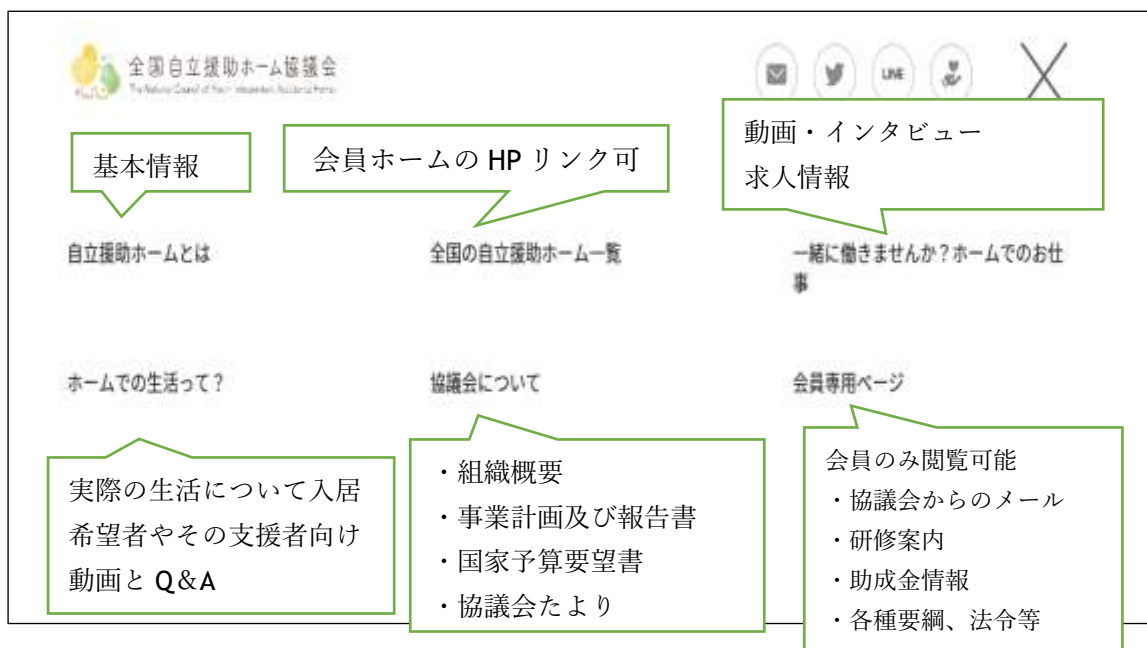
協議会ホームページ (<https://zenjienkyou.jp/>) を2月19日より全面リニューアルいたしました。新ホームページは下記のようなページ構成となっています。

TOP ページ



広報委員会からの
お知らせ

会員専用ページには、協議会からのメールも一部掲載予定。外出先からチェックできます。
ログインにはユーザー名とパスワードが必要です。
詳しくは 2/27 協議会会員 ML メールをご確認下さい。



編集後記

開設 30 周年・10 周年を迎えられたホームの皆様、おめでとうございます。長きにわたり、若者たちに寄り添い支え続けることは、容易な事ではなかったと思います。そのご功勞に心より感謝の意を表します。協議会としても皆様のお力になれるような様々な取り組みを進めていきたいと思ひます。

さて、川口さんのコラム (P7) に、自立支援担当職員加算の要件について、[児童福祉法第 13 条第 3 項](#)における「施設」に自立援助ホームは含まれる、とありました。私のホームでも自立支援担当職員の配置について、頭を悩ませていたのでここを詳しく読んでみました。すると、第 13 条第 3 項 2 に「学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの」とありました。当ホームの「4 年制大学の社会学部卒で入職 2 年目」のスタッフについて、自立支援担当職員加算の要件に該当するか自治体に聞いてみたところ、該当するとの回答でした。一気に道が開けた感じがし、情報の大切さを痛感しました。広報委員会でも様々な情報を発信していきますので、協議会ホームページや SNS をぜひチェックしてください。
広報委員長 大橋達也（吾が家）